平成２１年（フ）第６０３号
函館市中島町20番11号
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
函館市山の手３丁目26番13号
債務者　前田千惠子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５６号
群馬県沼田市久屋原町14番地10　サンハイツ久屋原Ｂ―202号
債務者　阿部　　裕
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３４６５号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目101番地１
債務者　小林　　健
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９号
群馬県沼田市高橋場町4912番地　県営住宅Ｄ―72号
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
埼玉県三郷市早稲田５丁目２番地１号棟403号
債務者　相澤真奈美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
埼玉県草加市吉町５丁目８番３号ミヨシコーポ101号
債務者　藤沼　隆文
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
埼玉県草加市吉町５丁目８番３号ミヨシコーポ101号
債務者　藤沼　涼子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２４号
埼玉県吉川市高久２丁目６番地11　ハイツフジネ１―２号、旧住所埼玉県吉川市大字川藤1489番地10
債務者　竹内　敦成
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番２―303号
債務者　後藤　文子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３５号
埼玉県吉川市栄町1530番地25
債務者　佐藤　一志
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
埼玉県草加市住吉２丁目２番１号メゾン・ドゥ・エスカイア201号、前住所埼玉県草加市神明２丁目３番１号　金田ビル702号
債務者　佐々木春子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
愛知県一宮市古見町12番地１　県営両郷住宅１―502号
債務者　西村　清忠
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５８７号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番１―103号
県営苅安賀住宅
債務者　小谷　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２５号
岡山県総社市久代5002番地215
債務者　福田　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市西中新田152番地２
債務者　大前　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
岡山県倉敷市松江４丁目２番36号
債務者　表　　伸子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係